個人情報保護制度をご存知ですか

経済・社会の情報化を背景に

今日、経済・社会の情報化が進み、個人情報を利用したさまざまなサービスが提供され、私たちの生活は大変便利なものになっています。また、これまでも、互いに個人情報を共有することで、地域社会の協力や連携が図られてきました。

その反面、個人情報が誤った取り扱いをされると、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあり、私たちのプライバシーに関する不安も高まってきています。

現代社会の高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報保護の重要性が高まる中で、個人情報を総合的に保護することを目的とした制度が個人情報保護制度です。

個人情報とは

個人に関する情報で、氏名、住所、生年月日などの記述等により特定の個人を識別できるものをいいます。

正しい理解を深め、個人情報を保護すると共に、有益に利用しましょう

個人情報は、私たちが生活する様々な場面で取り扱われています。個人情報を利用することは、生活上必要不可欠ですが、一方で情報が流出して悪用される事案も出てきていることから、「個人情報の有益性に配慮」しつつ、「個人の権利利益を保護する」ために個人情報保護法がつくられました。

しかし、必要な個人情報の利用・提供が行われないなどの過剰ともいえる反応が一部にみられているところです。

「本人の同意を得なければ、個人データを第三者に提供することは絶対にできない」と思い込んでいませんか?

個人情報保護法では、次のような場合は、本人の同意を得なくても、第三者に個人データを提供できるとされています。

- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体又は財産の保護のため必要で、本人の同意を得ることが困難な場合
- 公衆衛生の向上、児童の健全育成の推進のため特に必要で、本人同意を得ることが困難な場合
- 国の機関、地方公共団体等に協力する必要があって、本人同意を得ることにより法令の定める事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

また、次のような場合には、本人の同意を得たものとして、第三者に個人データを提供できるとされています。

- 利用目的や内容、本人の求めにより個人データの第三者への提供を停止することなどを、事前の通知や掲示などにより、本人が容易に知ることができるようにしている場合

南越前町の個人情報保護の取り組み

平成18年12月 条例施行

南越前町でも、平成18年9月議会で南越前町個人情報保護条例を制定しました。

町が保有する個人情報の取扱いに関する具体的なルールを定め、個人情報を適正に取り扱う責務と、自己の個人情報の開示請求などができる権利を保障し、総合的に保護することを目的とした制度で、個人情報の適正な運営と保護に努めていきます。

条例は、**①個人情報を適正に取り扱う町の責務**と、**②個人情報の開示請求などができる自己の権利**の2つの柱からなっています。

●●町の責務●●

取り扱う個人情報を明らかにします。

個人情報を取り扱う事務の内容や収集する個人情報の項目などを記載した登録簿を作成しています。登録簿は、役場情報政策室でご覧になれます。

目的を明確にして、個人情報を収集します。

個人情報を適正に取り扱うため、業務の目的を明らかにし、取得、保管、利用を制限し、その目的に必要な範囲内で収集します。

また、思想、信条、宗教など社会的差別の原因となる情報の収集は原則として取得しません。

目的外の利用・提供を制限します。

個人情報を取り扱う事務の利用目的以外の目的で、個人情報を実施機関の内部で利用したり、実施機関以外のものに提供することは、原則として行いません。

示できるかどうかの決定は、原則として15日以内に行い文書で通知します。

※個人情報は、その本人に対して原則としてすべて開示されますが、次に挙げるような場合など、開示できないものもあります。

- ▼法令等で明らかに開示できないとされているもの
- ▼開示請求者以外の個人に関するもの
- ▼法人等に関するもの、または開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関するもの
- ▼公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす必要があるもの
- ▼審議、検討または協議に関するもの
- ▼事務または事業の適正な遂行を阻害するおそれがあるもの

●●自己の権利●●

町の機関が保有する自分の個人情報について、開示・訂正・利用停止を請求することができます。

開示　ご自分の情報を閲覧または写しの交付を受けることができます。なお、開示請求者は本人です。本人であることを確認できる書類（運転免許証、パスポートなど）をご持参ください。お電話でのお問合せは、本人の確認ができないため、お答えできません。

費用の負担　閲覧は無料ですが、コピーは1枚10円（白黒・A3まで）です。

訂　正　開示された個人情報に誤りがある場合には、事実を証明する書類を提出し、訂正を求めることができます。

利用停止　開示された個人情報について、不適切な取得、利用または提供が行われていると思うときは、その利用又は提供の中止を求めることができます。

請求の手続き　開示請求者は本人です。本人であることを確認できる書類（運転免許証、パスポートなど）をご持参ください。お電話でのお問合せは、本人の確認ができないため、お答えできません。

費用の負担　閲覧は無料ですが、コピーは1枚10円（白黒・A3まで）です。

信頼を得て、個人情報を利用・提供することが大切です

個人情報の利用・提供を考える際、私たちは、「個人情報が悪用されるのではないか」という不安感を持ちます。

このような、不安感を抱かせない誠実な対応が、今、社会に求められています。

個人情報の取扱いに対する信頼性を高め、誰もが安心して個人情報を利用し、提供することができるようにする必要があります。

個人情報を提供する側、される側、すべての人がルールを守り、個人情報を大切に取り扱いましょう。

町民のみなさんは、個人情報の保護の重要性を認識し、自らの個人情報の保護に努めるとともに、他人の権利利益を侵害することのないように努めましょう。

■**問合せ　情報政策室　☎47・8013**